

担当部署: 稅務課

処分の概要	手数料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	村田町固定資産評価審査委員会条例 第11条第1項
例規番号	昭和41年条例第74号

【基準】

第11条の規定による。

(手数料の減免)

- 第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料の額の全部又は一部を減免することができる。
- 2 手数料の減免を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減免を求める 旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

標準処理期間 20 日

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日
------------------	----------------	---	---	---